

令和3年3月17日

生活衛生課

青森市手数料条例の一部を改正する条例について

食品衛生法の改正に伴い、食品衛生法施行令も改正され、営業許可業種が再編されるとともに、営業届出制度が創設された。（公布：平成30年6月13日 施行：令和3年6月1日）

現行

改正後

<p>許可業種 ◆34の製造業、販売業、飲食店等 【問題点】 昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合わない</p>
<p>許可業種以外※ 【問題点】 一部、自治体独自に条例による届出等の制度もある(行商など)が、自治体による把握ができない</p>



<p>許可業種 ◆32の製造業、調理業、加工を伴う販売業等に再編</p>
<p>届出業種※ ◆温度管理等が必要な包装済食品の販売業、冷凍冷蔵倉庫業等</p>
<p>届出対象外※ ◆常温で保存可能な包装済食品(カップ麺やスナック菓子等)のみの販売等</p>

※手数料の対象外の業種

営業許可業種の見直し（食品衛生法第55条※※）

- 食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況を踏まえ、許可業種を再編
⇒漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定 **3年の経過措置期間**
⇒現行の許可業種のうち、リスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出業種へ
(例：乳類販売業、冰雪販売業、食肉販売業・魚介類販売業の一部) **市内該当許可件数約1,200件**
- 原則、一施設一許可
一つの許可業種で取り扱える食品の範囲を拡大
原材料や製造工程が共通する業種を統合

営業届出制度の創設（食品衛生法第57条※※）

- 原則、全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるように、営業許可の対象以外の業種を営む営業者は、保健所へ届出をする必要がある
- 施設基準の要件はない
- 更新の必要はない
- 令和3年6月1日施行
- 既に営業中の事業者は施行から6か月以内に届出

※※令和3年6月1日時点の条項番号



食品衛生法の改正をうけ、交付手数料および許可等手数料を定めていた青森市手数料条例の一部を改正